

#### 第4 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取扱い

規則第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は、防護対象物となる部分が次によるもの、又はこれと同等以上の開放性が確保されているものであること。

##### 1 共通事項

- (1) 開口部が著しく偏在する部分（開口部が一面のみにある場合、階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部である場合等）で、防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動ができず、又は安全に避難できないおそれのあるものは除くものとする。（第4-1図参照）

なお、ここでいう「開口部」とは、次によるものであること。

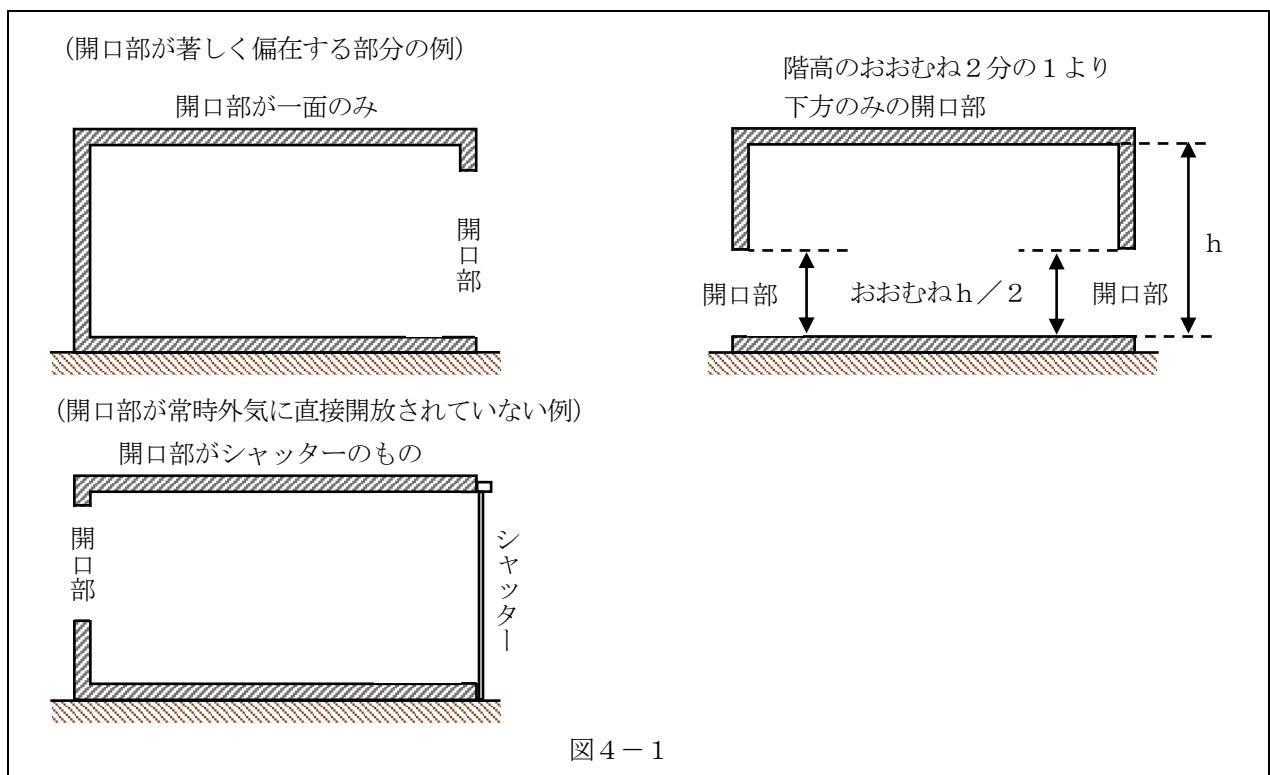
ア 特段の定めがない限り常時外気に直接開放されている部分であること。

イ 開口部は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物（同一の建築物の外壁等を含む。以下この項において同じ。）と0.5m以上の距離を確保すること。（2(1)及び(2)を除く。）

この場合、自走式駐車場（自動車を運転して走行させることにより行う形式の自動車車庫をいう。以下同じ。）にあっては、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（1m以上の距離を確保した場合を除く。）ただし、5層6段以上の自走式駐車場については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（3m以上の距離を確保した場合を除く。）。

ウ 防護対象物となる部分に建基令第112条に規定する防火区画が存在する場合は、当該防火区画された部分ごとに、それぞれの基準に該当するかを判断すること。

エ 開口部の割合を算定する基準となる床面積は、水平投影面積とすること。



- (2) 一の階に、複数の防護区画が存する場合は、固定式の消火設備と移動式の消火設備を併存しないこと。

ただし、次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

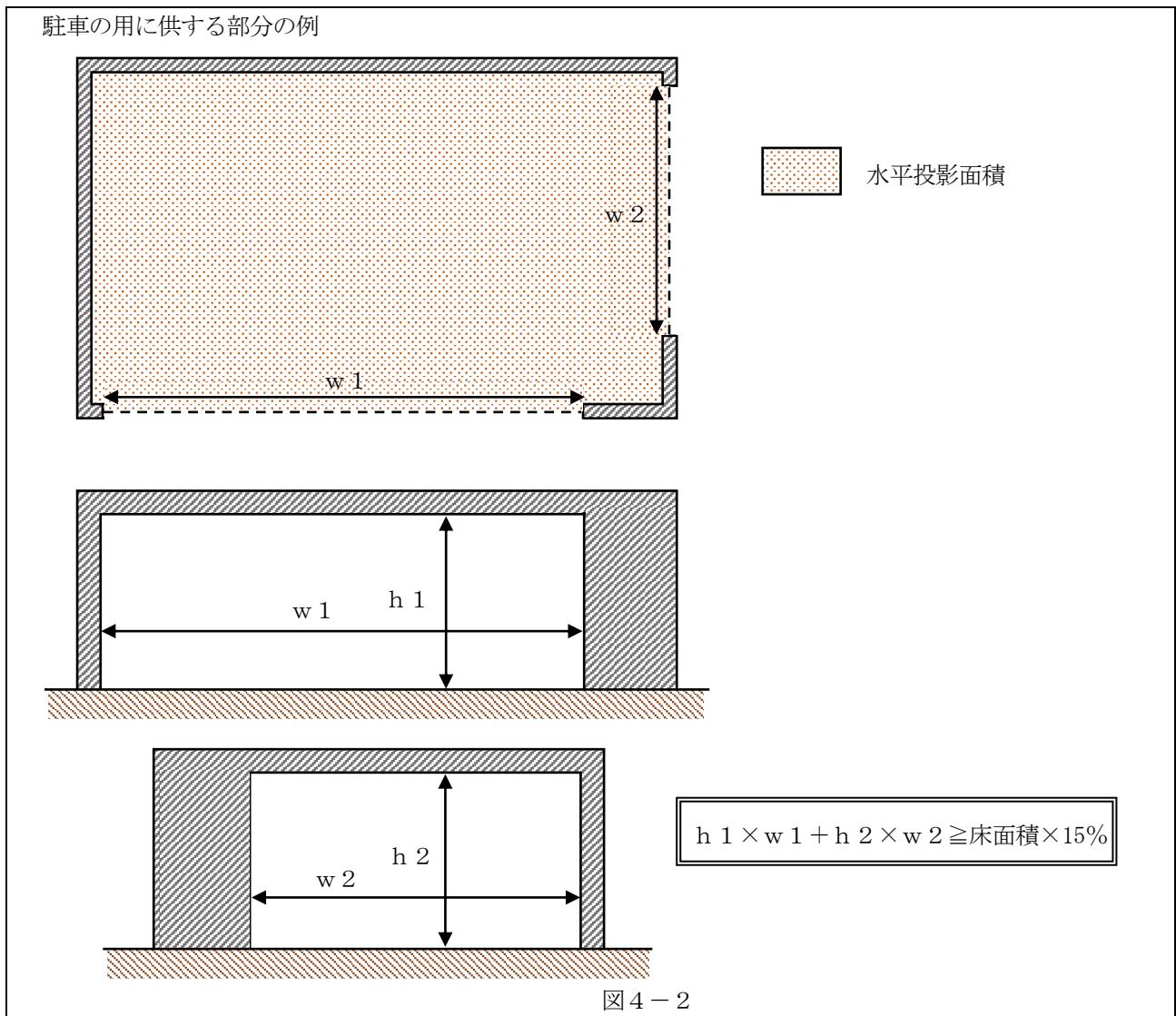
ア 常時直接外気に開放されたスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分をいう。以下の項において同じ。）に移動式の消火設備を設ける場合

- イ 防護区画以外の部分を介して2以上の防護区画がある場合（防護区画と防護区画以外の部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。）
- ウ 防火対象物の関係者が、安全に消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができるよう、移動式の消火設備を設けた防護区画内から直接屋外に出られる場合又は直通階段（建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。以下この項において同じ。）が設けられている場合
- (3) 自走式駐車場にあっては、建基法第68条の26に基づき、建基令第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること（1層2段及び2層3段の自走式駐車場にあっては、独立した自走式自動車庫の取扱いについて（平成14年11月14日国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議）により取り扱われていること。）。

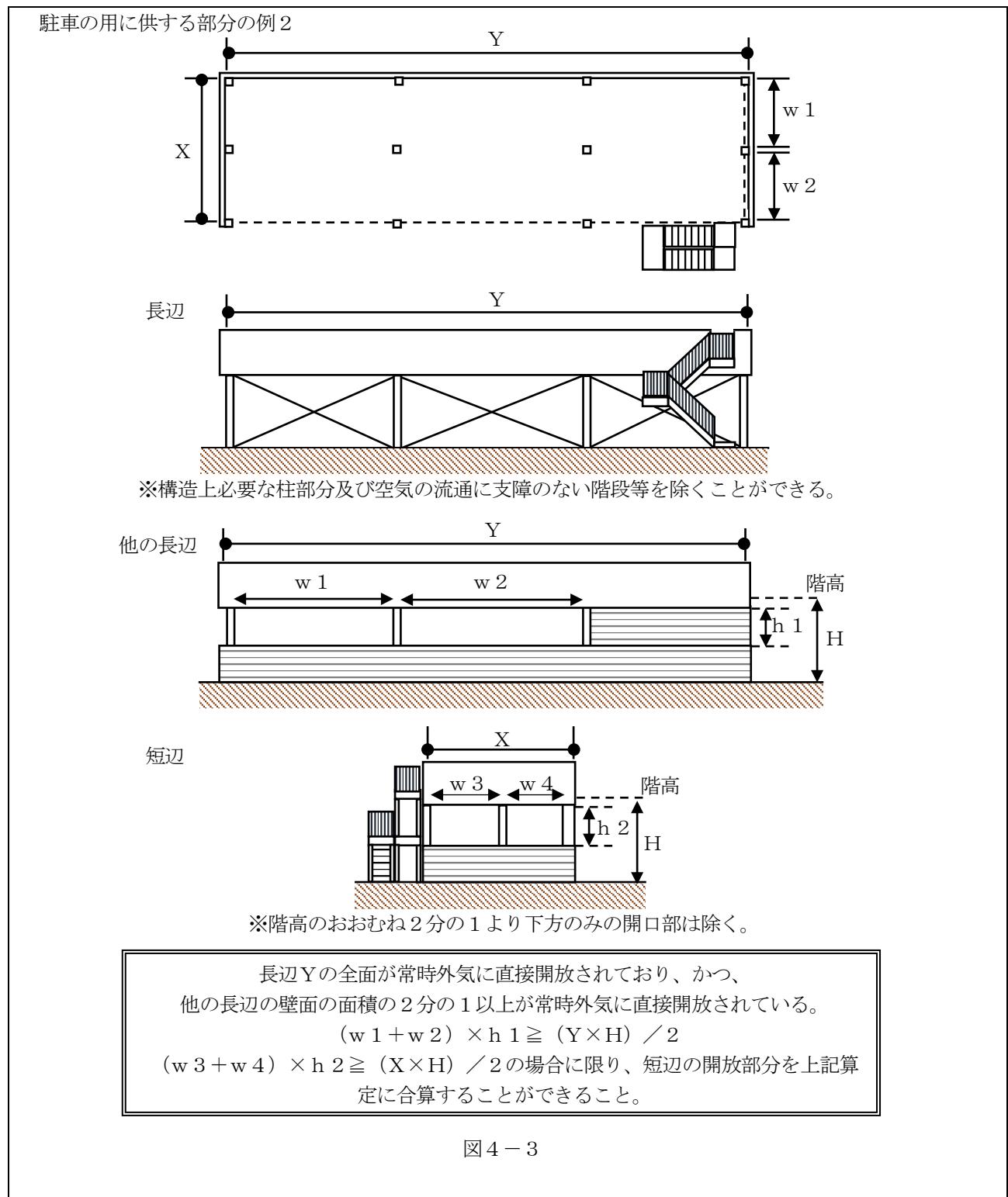
## 2 移動式の消火設備を設置することができる部分

移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備又は移動式の粉末消火設備を設置することができる部分は、次のいずれかに掲げる部分とすること。

- (1) 屋上部分
- (2) 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下で、防護対象物となる部分に周壁がなく、柱のみである部分又は周囲の鉄柵のみで囲まれている部分
- (3) 防護対象物となる部分における外周部の開口部が、常時外気に直接開放されており、かつ、排煙上有効な開放部分の合計面積が、防護対象物の床面積の15%以上ある部分（図4-2参照）

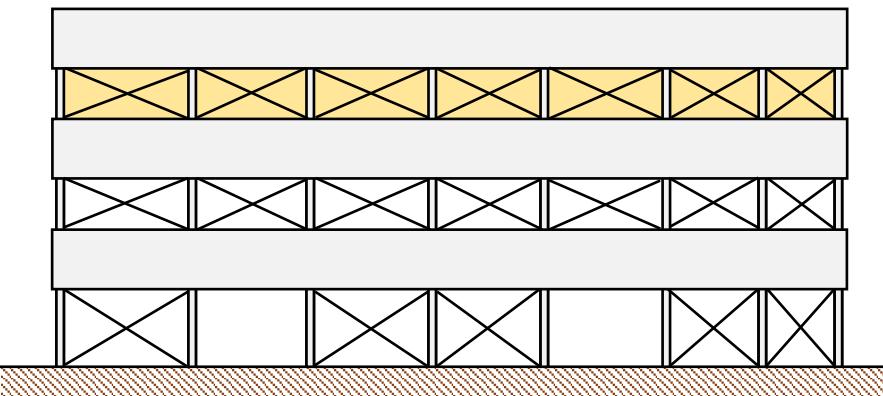
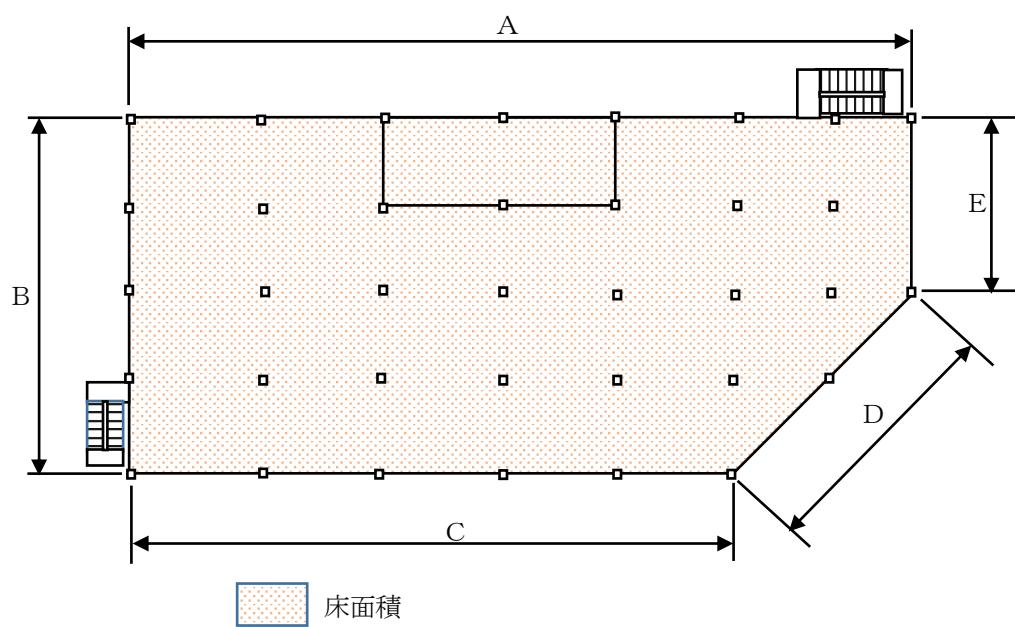


(4) 防護対象物となる部分（4層5段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部について、長辺の一辺の全面（構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができる。）が常時外気に直接開放されており、かつ、他の長辺が該壁面の面積の2分の1以上（階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部は除く。）が常時外気に直接開放されている部分（短辺が他の長辺の開放部分と同様の開放部分を有する場合は、これを合算することができる。）（4-3図参照）★



- (5) 防護対象物となる部分（4層5段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部の四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されている部分
- (6) 防護対象物となる部分（4層5段以上の自走式駐車場を除く。）の天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）の面積の合計が床面積の合計の15%以上確保されている部分
- (7) 次の全ての基準に適合する多段式の自走式駐車場の部分
- ア 自走式駐車場の外周部の開口部の開放性が、次の(?)から(?)までの基準を満たしていること。
- ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁等が設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁等を外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと。
- (?) 常時外気に直接開放されていること。
- (?) 各階における外周部の開口部の面積の合計は、自走式駐車場の床面積の5%以上であるとともに、当該自走式駐車場の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。（図4-4参照）
- (?) 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において $12\text{ m}^2$ 以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、もっとも下方に突き出したはり等の下端）までの高さの2分の1以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部に限る。）が確保されていること。（図4-5及び4-6参照）

(イ) 有効開口部の面積



開口部の面積 ( 部分の面積の合計 )  $\geq$  床面積  $\times 5\%$

かつ、

開口部の面積 ( 部分の面積の合計 )  $\geq (A + B + C + D + E) \times 0.5$

図 4-4

(イ) 有効開口部の取扱い

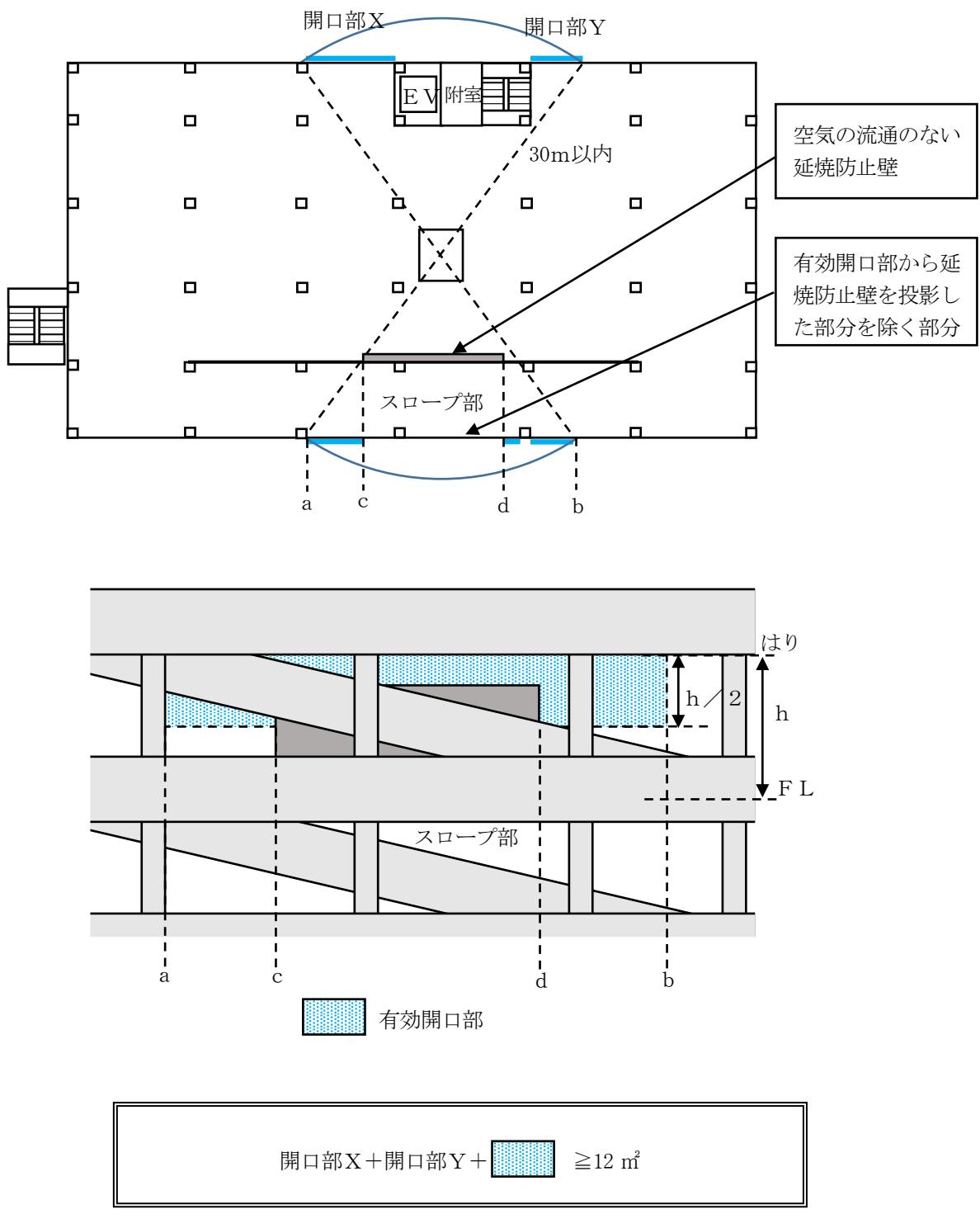
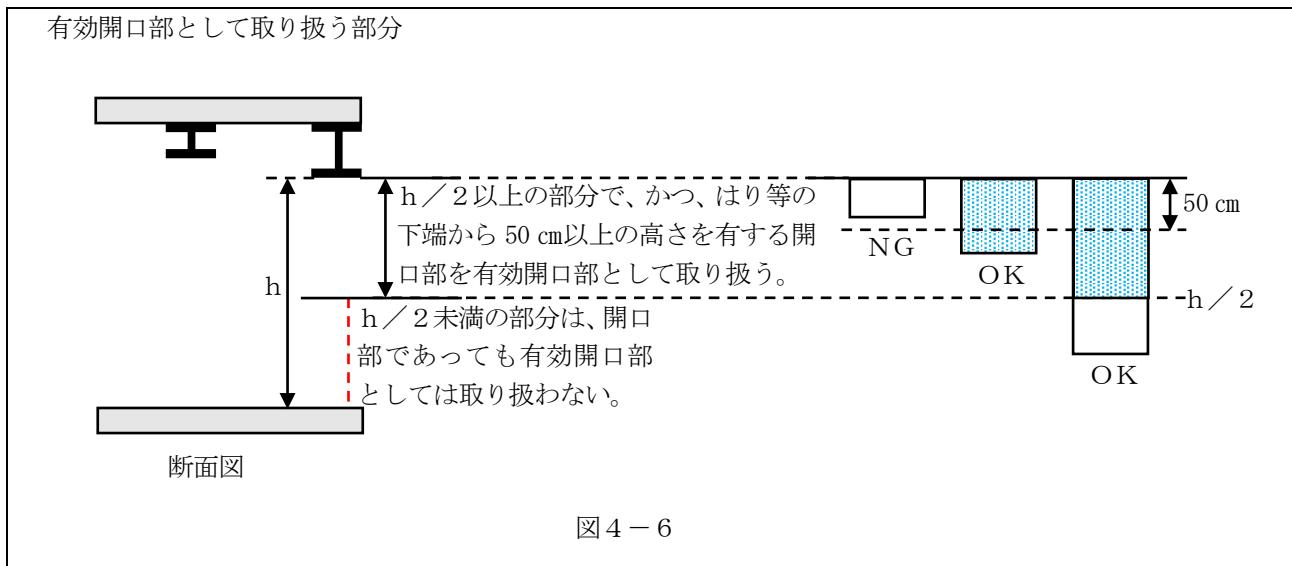
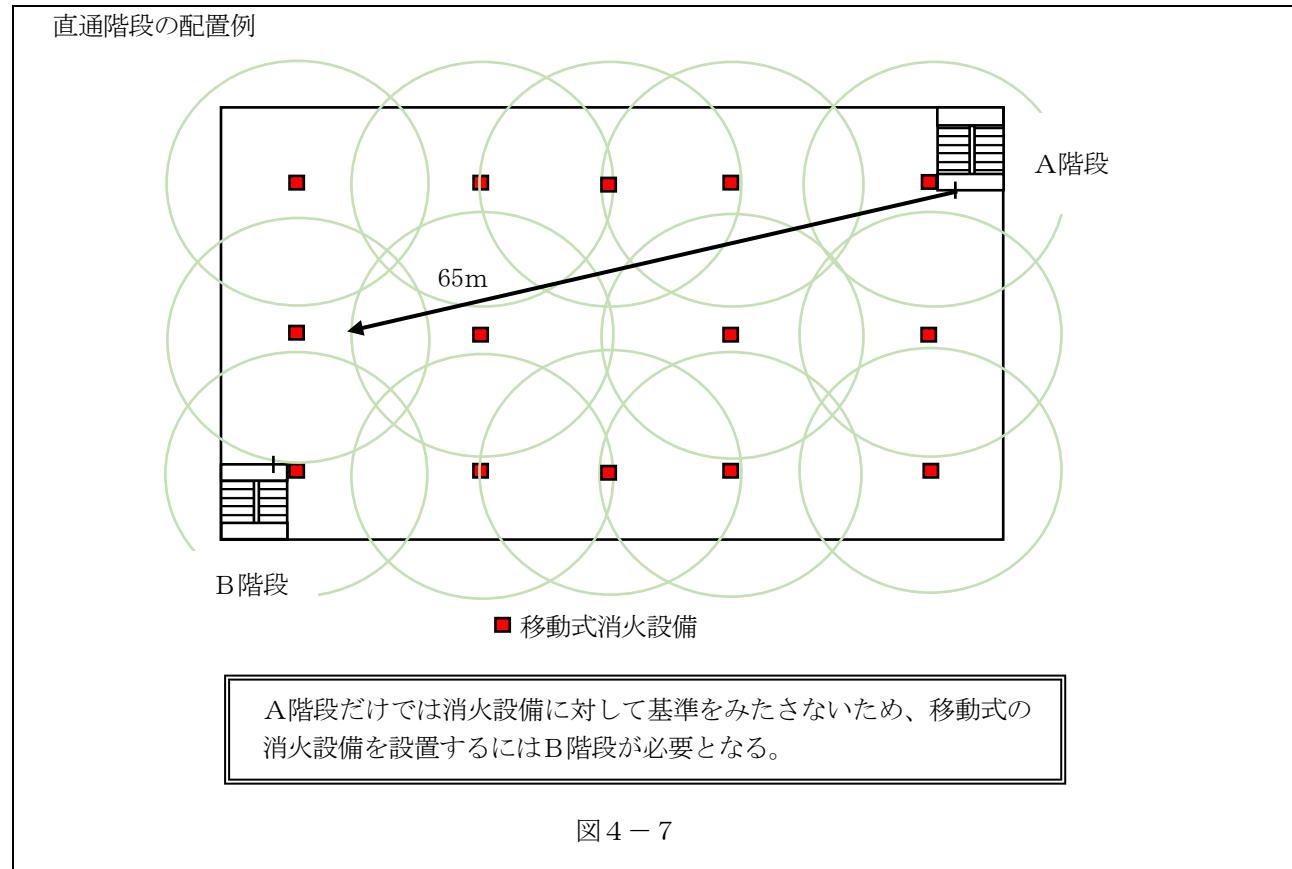


図4-5



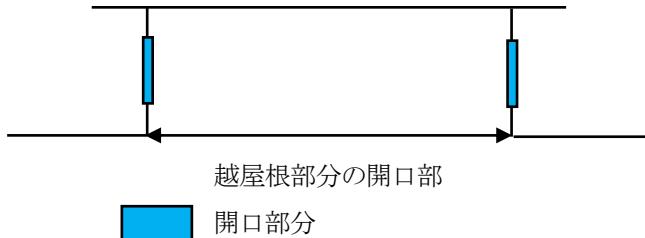
イ 直通階段は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からも、その一の直通階段の出入口に至る水平距離が 65m 以内に設けてあること。(図 4-7 参照)



- (8) 地上階にある防護区画で、当該防護区画外から手動又は遠隔操作により容易に（一の動作で可能であるものをいう。）開放することができる次のいずれかの開口部分（外気に面すること。）を有するもの
- ア 排煙上有効な開口部分の有効面積の合計が、当該防護区画の床面積の 20%以上のもの
- イ 有効な排煙装置（非常電源を有し、5回毎時以上の排煙能力のあるものをいう。）を有するもので、開口部分の有効面積の合計が当該防護区画の床面積の 15%以上のもの
- ウ 排煙上有効な越屋根（越屋根部分の開口部の面積の合計が防護区画の床面積の 5 %以上あるものをいう。）を

有するもので、開口部分の有効面積の合計が当該防護区画の床面積の 15%以上のもの（図 4－8 参照）

越屋根の例



越屋根部分の開口部の面積の合計が、防護区画の床面積の 5 %以上かつ、開口部分の面積の合計が、防護区画の床面積の 15%以上

図 4－8

(9) 二酸化炭素を消火剤とする移動式の不活性ガス消火設備については、上記のほか次によること。

令第 13 条第 1 項に規定する電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分で、次のいずれかに該当する部分

- ア 地上 1 階又は避難階にある部分で、地上から容易に手動又は遠隔操作により開放することができる開口部（外気に面すること。）の有効面積の合計が、床面積の 15%以上である分部
- イ 電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分の床面積（当該設備の周囲 5 m で算出した場合に限る。）が、区画されている床面積の 5 分の 1 未満となる部分

### 3 開放式の機械式駐車場

開放式の機械式駐車場（昇降機等の昇降装置により車両を収容させるものをいい、工作物に限る。）には、移動式粉末消火設備を次により設置することで、規則第 21 条第 5 項が引用する規則第 19 条第 6 項第 5 号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」として取り扱うことができるものとする。

なお、防火対象物の内部に機械式駐車場を設ける場合には、床面から上の部分は 2 段まで、床面から下のピットとなる部分は 1 段までのものに限ること。

(1) 原則として、全ての車両の直近に容易に到達でき、令第 18 条第 2 号に規定する距離により有効に放射できるよう、機械式駐車場の各段に消火足場を施設すること。この場合の消火足場は、消火活動上及び避難上支障ないよう、次により設置すること。

なお、消火足場を各段に設置しなくても、全ての車両に直接有効に放射できる場合には、2 段ごとに設置することができる。

ア 消火足場は、消火活動上及び避難上支障のない強度を有すること。★

イ 消火足場の天井高さはおおむね 2 m 以上で、消火足場及びこれに通じる階段の有効幅員は 60 cm 以上とし、柵を設ける等転落防止措置を講じること。★

ウ 消火足場の各部分から異なる二方向以上の経路により地上に避難することができること。★

エ 地上から消火足場までの経路をはしごとする場合は、各段の昇降口が、直上段の昇降口と相互に同一直線上にないようすること。★

(2) 上下昇降式で、垂直の系統ごとに出し入れする方式のものの地下部分（地下 2 段までのもの（防火対象物の内部に設けるものは、地下 1 段までのもの）に限る。）は、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう、次により設置すること。

ア 地下 1 段部分は、地上から放射できるようノズル放射口等を設置すること。★

イ 地下 2 段部分は、地上から消火薬剤が有効に到達できるよう、配管等を設置すること。★

ウ 出火車両が容易に判別できる措置が講じられていること。★